

# 仕様書

## 1 件名

令和7年度 市県民税課税業務に係る労働者派遣

## 2 派遣人数、期間等

区分	人数	期間	予定日数	業務時間	一日当たりの 従事時間
1	1人	令和8年1月13日(火) ～6月15日(月)	103日	午前9時 ～午後5時	7時間 (休憩1時間)
2	1人	令和8年1月13日(火) ～4月30日(木)	74日	午前9時 ～午後5時	7時間 (休憩1時間)
3	1人	令和8年1月13日(火) ～3月31日(火)	53日	午前9時 ～午後5時	7時間 (休憩1時間)
4	3人	令和8年2月12日(木) ～3月16日(月)	23日	午前9時 ～午後5時	7時間 (休憩1時間)

## 3 就業日

上記期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く毎日とする。

## 4 見積金額

見積金額は1時間当たりの単価(税抜)とし、単価金額の単位は円単位までとする。契約は単価契約とする。

## 5 派遣先(業務の実施場所)

磐田市役所本庁舎市民税課及び市県民税申告会場

住所：磐田市国府台3-1

電話番号：0538-37-4826(市民税グループ)

## 6 業務内容

市民税・県民税課税、申告に係る次の補助業務

- ・郵便物の開封、点検及び発送
- ・課税資料の受付処理及び補筆
- ・窓口申請書類の受領及び接客対応
- ・市県民税申告会場(磐田市役所本庁舎内)での受付補助
- ・専用端末での入力作業
- ・特別徴収異動届入力作業
- ・各種封入作業
- ・職員が指示する市税に関する業務

## 7 責任の程度

役職を有さない。

8 派遣先責任者及び指揮命令者

責任者 磐田市 企画部 市民税課 課長 高畑 知生  
命令者 磐田市 企画部 市民税課 主幹 伊藤 好司

9 連絡先

派遣業者は、業務に携わる者とは別に「連絡担当者」を定め、氏名及び連絡先を明らかにしておくこと。

10 派遣労働者への指揮・命令系統について

仕様書に定めのない事項について磐田市から指示する際は、連絡担当者を通じ協議するものとする。

11 人員配置

派遣業者は、令和7年12月12日（金）までに派遣労働者6名の氏名、業務経験内容、経験年数等がわかる文書を磐田市に提出すること。名簿提出後の派遣労働者の変更は原則不可とする。また、派遣労働者が遵守すべき業務処理方法等に従わない場合又は業務能率が著しく低く本契約の目的に達しえない場合、派遣業者に理由を示し、派遣労働者の交代を要請することができる。

12 安全及び衛生

労働災害の防止、安全衛生教育の実施、健康診断の実施等職場並びに派遣業務従事者の安全衛生確保に関する事項は、労働安全衛生法の定めによる。

13 便宜供与

派遣労働者が磐田市役所の食堂、休憩室等の施設、設備について利用できるよう便宜供与する。

14 教育訓練

配属時及び業務遂行時に教育を行う。

15 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置

労働者派遣の役務の提供終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元事業主に申し出ること。

16 派遣労働者の限定

派遣労働者は、無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定しない。  
派遣労働者は、協定対象派遣労働者に限定する。

17 個人情報保護等

地方行政事務に携わる上で、個人情報の取り扱いについては、十分注意するとともに個人情報保護については、派遣業者はもとより派遣労働者においても守秘義務が課せられていることを十分理解していること。また、特定個人情報の取扱いについては、磐田市と「特定個人情報の取扱いに関する覚書」を締結すること。

## 18 守秘義務の遵守

派遣元及びその派遣労働者は、本業務の遂行において知り得た個人情報を漏洩してはならない。本業務期間終了後も同様とする。

また、派遣元は、その派遣労働者（その職を退いた後も含む。）が本業務の遂行において知り得た個人情報を漏洩しないよう、派遣労働者に対し周知及び遵守状況の監督その他必要な監督を行う。

## 19 その他派遣労働者に関する事項

- (1) ワードの文書作成、文字入力ができること。エクセルのデータ入力、表やグラフの作成、基本的な関数の操作ができること。
- (2) 連続勤務が可能な者であること。
- (3) 職員（嘱託・派遣労働者を含む）と協調して業務を遂行できるコミュニケーション能力があること。
- (4) 市民や事業所と窓口や電話で直接接する業務も含まれるため、接遇態度（電話応対含む）の良好な者に限ること。
- (5) 服装は、不快感を与えない清潔なものとする。
- (6) 業務中は、磐田市が貸与する名札を左胸に着用すること。
- (7) 市民や事業所からの苦情等があった場合は、即時対応すること。
- (8) 派遣労働者は、コロナ、インフルエンザ等の感染性の高い病気に罹患した疑いがある際は、直ちに連絡担当者を通じて市民税課に報告しなければならない。また、派遣業者は、休暇や欠勤等の理由により、欠員が生じた際には代替人員の確保等の対応をとること。ただし、磐田市が代替の派遣労働者の派遣を必要でないとした場合には、この限りではない。

## 20 備考

- (1) 通勤に際しては、磐田市役所駐車場の利用を認めない。また、有料駐車場を使用する場合には駐車場代を磐田市は負担しない。
- (2) 本仕様書について疑義が生じた場合及び記載のない事項については、磐田市と協議すること。

## 21 問い合わせ先

〒438-8650 磐田市国府台3番地1  
磐田市企画部市民税課市民税グループ  
担当：三村  
電話：0538-37-4826 FAX：0538-33-7715